

「海外トップスクール誘致のためのインターナショナルスクールの設置認可要件等の見直し(国内校との競争条件の同一化)」について

平成25年5月
文部科学省

1. 外国人子女の教育を担う教育施設(いわゆる外国人学校)については、学校教育法上、その誘致に際しての特段の規制はない。
2. なお、文部科学省では、高度外国人材が就労にあたって重要視する子女の教育環境を整備する観点から、昨年3月に、各都道府県に対し、外国人学校の各種学校設置等の弾力的な運用を依頼する通知を発出する(参考1)等の措置を実施。

(参考)

1. 学校教育法第134条に基づく「各種学校」として外国人学校を設置する場合には、都道府県等より認可を受ける必要がある。
 - ※ 現在、インターナショナルスクール(主に英語で授業を行うもの)は、全国で42校(うち東京都は17校)。このうち、各種学校の認可を受けていないインターナショナルスクールは、全国で9校(うち東京都は5校)(参考2)。
 - ※ なお、各種学校の認可を受けているインターナショナルスクールの定員充足率は、全国平均で約7割(東京都は約9割)(参考3)。
2. 外国人学校が各種学校としての認可や準学校法人[※]の設立認可等を受けた場合、当該外国人学校に対して、以下の税制上の優遇措置や補助等の支援が講じられている。
 - ①一定の要件のもと授業料に対する消費税の非課税
 - ②当該準学校法人の教育事業に対する法人税の非課税
 - ③一定の要件のもと当該準学校法人に対する寄付に係る法人税及び所得税の軽減
 - ④地方自治体からの助成(運営費補助等) 等

※私立学校法第64条第4項の規定により、各種学校等の設置のみを目的として設立された法人
3. さらに、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号の規定に基づき、文部科学大臣から指定を受けた各種学校である外国人学校に在籍する生徒に対しても、高等学校等就学支援金が支給される(参考4)。
4. なお、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校(いわゆる「1条校」)として外国人学校を設置する場合には、所轄庁たる都道府県から学校の設置認可及び学校法人の設立認可を受ける必要があり、当該都道府県から審査がなされることとなる(参考5)。

(参考 1)

「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立認可の促進について(依頼)」
(平成24年3月29日)の主な内容

文部科学省から各都道府県に対し、地域の実情に応じ、要件の弾力化が進んでいる
県の取組を参考に、次のような取組を進めるよう依頼。

- ①校地・校舎について民間からの借用や短期借用を弾力的に認める
- ②運用資産の保有要件について、より少額の運用資産でも各種学校設立を認める
- ③外国人の地域への参画、外国人の子どもの就学機会の確保等を目的に、外国人
学校を対象として、他の各種学校とは別の基準を制定する 等

(参考 2)

文部科学省で把握しているインターナショナルスクール[※]の状況

(平成24年5月1日現在)

インターナショナルスクール(1条校を除く)：42校(うち東京都17校)

上記のうち、各種学校でないインターナショナルスクール：9校(うち東京都5校)

※ インターナショナルスクールは法令上、明確な定義が定められていないが、各種学校として認
可されているインターナショナルスクール、4つの国際的な評価機関(国際バカロレア、WASC、
JCSI、CIS)から認可されているインターナショナルスクール及び日本インターナショナルスクー
ル協会(JCIS)会員のインターナショナルスクールの情報を集約

(参考 3)

インターナショナルスクール(各種学校)の定員充足率(平成24年5月1日現在)

全国平均：74.8%(全33校 定員13,057名 実員9,766名)

東京都平均：88.5%(全12校 定員6,445名 実員5,701名)

(参考 4)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施
行規則(平成二十二年文部科学省令第十三号)

(専修学校及び各種学校)

第一条公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下
「法」という。)第二条第一項第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類
する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

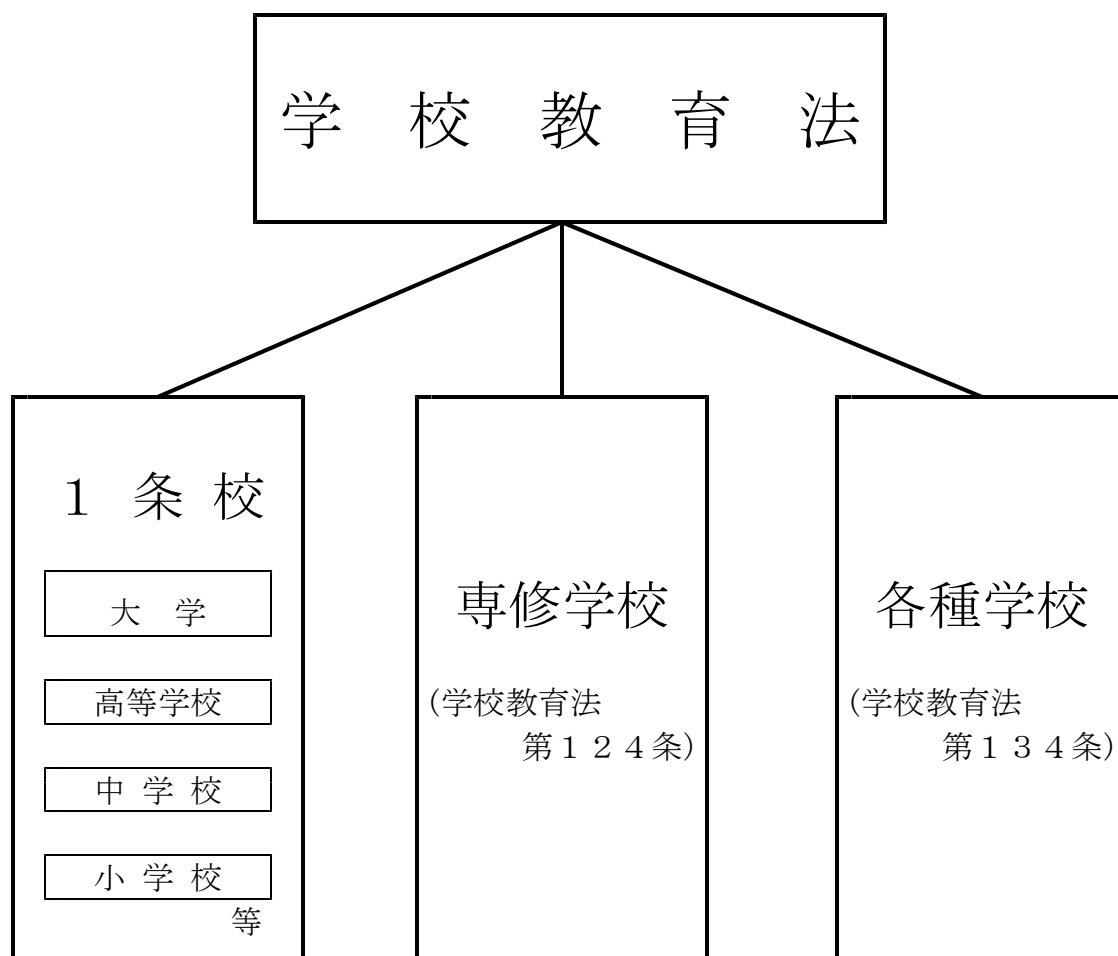
一 専修学校の高等課程

二 各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるも
の

イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校
教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの

ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定
を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの

(参考5)



○一条校：学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。

○専修学校：職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの。

○各種学校：学校教育に類する教育を行うもの。

(参考)

	1条校(高等学校)	専修学校	各種学校
目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すこと	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ること	学校教育に類する教育を行うこと
修業年限	3年(定時制、通信制は3年以上)	1年以上	1年以上(但し、簡易な技術、技芸の課程は3ヵ月以上)
卒業所要授業時間等	74単位	年間800時間以上	年間680時間以上
教育内容	学校教育法施行規則、学習指導要領に定める教科科目	専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目	規定なし
教員資格	高等学校教諭普通免許状を有する者	大卒後2年以上の実務経験等	担当する教科に関して専門的知識、技術、技能等を有する者
教員数	「収容定員÷40」人以上	3人以上	3人以上
校舎の面積	1,200㎡以上	200㎡以上 (文化・教養課程)	115.70㎡以上 (特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りでない。)
運動場	8,400㎡以上の運動場を備えなければならない	目的に応じて、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない	規定なし
教材	検定教科書の使用	規定なし	規定なし

(参考)

○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第三百三十四条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第二百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。